

資源物は地域の集団回収へ

問 清掃リサイクル課ごみ減量推進係

地域の自治会、PTA等の各団体が集団回収を行っています。集団回収は、ごみの減量や資源の有効利用を推進し、コミュニティづくりや物を大切にする心を育てることに役立っています。また、「資源再利用推進報償金交付団体」に登録後、集団回収を実施した各団体へ、回収量に応じた報償金（右表）が市から交付され、各団体の活動費として役立てられています。資源物は地域の集団回収に出すようご協力をお願いします。

なお、集団回収の実施日や回収する資源物は、各団体で異なりますので、各団体へご確認ください。新たに集団回収を行いたい団体は、一定の条件を満たせば行うことができますので、お問い合わせください。

品目	報償金単価 (1kg当たり)
新聞	9円
雑誌・雑紙	13円
紙パック	13円
ダンボール	11円
繊維類	11円
くず鉄類	8円
アルミ	20円
1.8Lびん	16円
ビールびん (大びん)	16円
その他のびん	15円

おしごと応援フェア in 青梅

日時 9月4日（水）
①午前10時30分～午後1時15分
②午後1時30分～4時15分
会場 S&Dたまぐーセンター
内容

就職支援セミナー・しごとの相談・企業面接会等を1日で実施するイベントです。服装自由、履歴書不要。就職相談コーナー、証明写真撮影コーナー等あり。

定員 各回先着30人（予約制）

申し込み

電話 ☎042-521-6761 で
東京しごとセンター
多摩へ



若者と企業の交流会 in 青梅

日時 9月19日（木） 午後1時～4時25分（0時30分受付開始）
会場 S&Dたまぐーセンター
対象 34歳以下
内容

さまざまな業界の参加企業4社すべてのブースをまわり、面接では聞けないことも気軽に質問できます。服装自由で、業界研究にピッタリ！後日、企業見学会・職場体験も開催。

定員 先着30人（予約制）

申し込み

電話 ☎042-521-6761 で東
京しごとセンター多
摩へ



自治会活動紹介コーナー109

本年度の課題（第2支会）

自治会連合会第2支会長 宇津木順一

本年度の第2支会の重点事業である防災対策であります。今年度は特に災害時要支援者（災害時の避難行動に支援が必要な方々）に対する応援体制を整えることを課題にしています。各自治会では、災害時要支援者に個別に状況を伺いながら、応援体制の整備に努めていきます。併せて昨年度、各自治会では東京都の「関東大震災100年町会・自治会防災力強化助成金」の交付を受けて、避難所用の機材を中心に、災害対策の資機材の整備充実を進めてきました。本年度は、購入整備した資機材を用いて災害時を想定しての運用訓練を行うなど、災害時の活用に備えていきます。

なお、本年1月1日の能登半島地震で被災した日本航空高等学校石川、同大学校が、能登のキャンパスから長洲の明星学苑青梅校へ避難、移転してきました。生徒の皆さんは寄宿舎生活をされています。早く青梅の生活になじんで被災を克服されるよう、地元として応援協力を努めたいと思います。

第2支会…旧調布村地域の駒木町、上長洲、下長洲、友田町、千ヶ瀬町の五つの町の各連合自治会で構成。



購入整備した資機材

問 市民活動推進課地域支援係

消費者相談室から354

車売る際は要注意！中古車の売却トラブル

問 市民安全課市民相談係

車を売りたいと思い、複数の買取業者に連絡。一番高額な査定をした業者と契約したが、契約後に業者とトラブルになった。このような相談が消費生活センターに寄せられています。車の売却は、特定商取引法におけるクーリング・オフの対象外なので、契約前にしっかり内容を確認することが重要です。

◆相談事例

- ・引き渡し後に、「事故車と判明したので買取金額を下げる」と言われた。
- ・契約の3日後にキャンセルしたら、説明や記載のないキャンセル料を請求された。
- ・車を引き渡したが、何かと理由をつけて代金が振り込まれない。

◆トラブル防止のポイント

- ・業者が算定した査定額で契約した後、修復歴や事故歴を見落としとして買取業者から減額や解約を求められた場合でも、応じる必要はありません。ただし、事故歴等があると知っていた場合は、必ず査定時に申告しましょう。
- ・契約前に買取業者の情報収集をしっかり行いましょう。
- ・キャンセル条項や買取代金の支払い条件については、契約時に必ず確認しましょう。

（国民生活センター発表情報から作成）

少しでも不安に思ったら、早めに消費者相談室にご相談ください。

消費者相談室 ☎22-6000（相談専用）

相談日時 月～金曜日（祝日、年末年始を除く）午前10時～正午、午後1時～4時（毎月第2・4火曜日は午後6時まで受付）

生産緑地地区都市計画変更（案）の縦覧

問 都市計画課計画係

期間経過などによる生産緑地地区からの削除および、3月までに指定申請をした農地等の追加のため、都市計画変更（案）の縦覧を行います。

縦覧期間 8月19日（月）～9月2日（月）

縦覧場所 都市計画課（市役所5階）

意見書の提出

都市計画変更（案）に意見のある市民および利害関係者は、縦覧期間内に市長に意見書を提出することができます。

提出先 都市計画課

◆生産緑地地区

市街化区域内において農地等を計画的かつ持続性のある緑地として保全するための都市計画の制度です。生産緑地の所有者は、生産緑地を農地等として適正に管理することが義務づけられています。



傍聴にお出かけください

	学校施設のあり方審議会	成年後見制度 利用促進審議会
日時	8月28日（水） 午後2時から	8月30日（金） 午後1時30分から
会場	市役所3階 教育委員会会議室	市役所3階 議会棟第2委員会室
内容	市立学校施設のあり方について	（仮称）青梅市社会福祉審議会について ほか
定員	10人（抽選）	5人（抽選）
傍聴受付	当日の午後1時30分～45分に会場入り口で	当日の午後1時～15分に会場入り口で
問い合わせ	教育総務課	地域福祉課庶務係